

お得意様各位

平成21年6月24日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

法人税申告書 別表15：定額控除限度額変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、国会で審議中だった別表15交際費の定額控除限度額が6月19日に上限600万円で可決され、「租税特別措置法の一部を改正する法律」は、6月22日の繰上げ閣議で公布の承認等を受けています。早ければ今週中にも公布されるものとみられますのでお知らせ致します。

平成21年4月1日以後終了事業年度から適用されますので、既に申告済みの場合は申告期限までに申告書を出し直せば改正後の軽減措置によることができます。(※新しい別表15はまだ公表されていないため各税務署へご確認頂きますようお願い致します。)

弊社プログラムでは以下のように入力していただきますようお願い致します。

別表15：交際費の控除額について

手入力フラグに『1』を入力し、控除額を『6,000,000』と手直しして下さい。
但し、項目欄は従来のまま400万円として印刷しますので、印刷後手書きで訂正して下さい。

項目	金額	控除額	差引
支出交際費等の額 (7の計)	4,367,600	3,600,000	767,600
定額控除限度額 (手入力フラグ: 1)	4,000,000		
損金算入限度額		3,600,000	
損金不算入額			767,600

項目	金額	控除額	差引
交際費等の額の明細			
出 額	4,528,000	350,000	4,178,000
旅費交通費	2,245,000	2,155,400	89,600
雑費	500,000	400,000	100,000

手入力で600万円に変更します。

項目印刷は「400万円」のまま。
↓
印刷後手書きで「600万円」と訂正して下さい。

※[880]電子申告システムをご利用の場合※

6月24日弊社担当者からe-Taxヘルプデスクに確認したところ、『定額控除限度額は400万円で行っていただくようにしています。』との回答でした。当社システムでは定額控除限度額を手入力でき、そのまま変換もできますので600万円に対応していますが、送信前に提出税務署へご確認いただきますようお願い致します。

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00~12:00 PM1:00~3:30)
FAX 042-553-9901

以上